

福岡県災害派遣福祉チーム設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会設置運営要綱第3条に定める構成団体（以下「構成団体」という。）の相互協力の下、大規模災害時の発生時に避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉、保健、医療関係の資格等を有する者により編成される福岡県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

(2) 要配慮者

高齢者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者

(3) 避難所等

避難所、福祉避難所その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設

(協定)

第3条 県及び社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、構成団体のうち、施設関係団体及び職能団体と福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 施設関係団体及び職能団体は当該団体に参加する法人等又は個人に対して、チームへの協力を要請するものとする。

3 施設関係団体に加入する法人等は、当該法人等に属する社会福祉施設等の職員のうち、チームへの協力が可能な者について、県社協へ推薦するものとする。

4 職能団体は、自らの団体に属する者のうち、チームへの協力が可能なものについて、県社協へ推薦するものとする。

(チームの編成等)

第4条 チームは、原則として、福祉、保健、医療関係の資格等を有する、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条第3項により推薦された者

(2) 第3条第4項により推薦された者（施設・事業所等に勤務する職員にあっては、チーム員として活動することについて、当該施設・事業所等の長から承認を受けた者）

(3) 前各号に該当しない者であって、チーム員としての活動を希望するもの。（施設・事業所等に勤務する職員にあっては、チーム員として活動することについて、当該施設・事業所等の長から承認を受けた者）

- 2 県社協は、前項の者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。
- 3 チームは、1チーム当たり4～6名程度の編成とする。
- 4 チームは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。
 - (1) 要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者
 - (2) 介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者
 - (3) 連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者
- 5 県社協は、必要に応じてチーム員の中からチームを総括し、協議会事務局との連絡、調整を担う者を複数名指名できる。
- 6 県社協は、派遣決定後に被災地の情報収集や関係機関との連携体制を構築する先遣チーム、を第3項及び第4項により編成するチームとは別に編成する。
- 7 チームの活動に当たって必要となる資材等については、県社協において装備する。

(活動内容)

第5条 チームの活動は、次の内容を基本とする。

(1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

- ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズ及び中長期的な福祉支援の必要性を把握する。
- イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉施設などに繋ぐ。
- ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

(3) その他

- ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
- イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(派遣基準)

第6条 チームの派遣基準は次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- (2) 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災市町村から県に対して様式第1号により

チームの派遣要請があったとき。なお、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、必要な書類の提出を行うものとする。

(3) 他の都道府県で大規模災害が発生した場合で、国又は被災都道府県からチームの派遣要請があったとき。

(4) その他特に必要であると県が認めるとき。

(事前連絡)

第7条 県は、前条に定める派遣基準に該当することが見込まれるとき又は県内で震度5強以上の地震が発生した場合は、チーム派遣の可能性のある旨を、県社協及び構成団体に通知し、県社協を通じてチーム員に対し事前に連絡する。

2 県は、チーム派遣の可能性がないと判断したときは、前項と同様にその旨を県社協及び構成団体に通知し、県社協を通じてチーム員に対し連絡する。

(派遣)

第8条 第6条に基づきチームを派遣するときは、県は、様式第2号により県社協に対してチームの派遣依頼を行う。なお、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、必要な書類の提出を行うものとする。

2 県社協は、チーム員に対して派遣の可否を確認した上で、チームを編成し、派遣計画を作成の上、県に報告する。

3 県は、県社協からの報告に基づき、派遣を決定し、様式第3号により被災市町村に通知し、構成団体に対しても同内容を通知する。

(活動期間)

第9条 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後4日～3週間以内）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(活動報告)

第10条 派遣されたチームは当該チームの活動期間中は、様式第4号により活動日報を作成し県社協に報告を行う。ただし、災害の状況等により作成が困難である場合はこの限りでない。

2 派遣されたチームは当該チームの活動が終了したときは、その活動状況等について様式第5号により県社協に報告を行う。

(支援活動に伴う補償)

第11条 県は、チームの活動に伴う事故に対応するため、派遣されたチーム員を対象とする傷害保険（賠償責任保険を含む。次項において同じ。）に加入する。

2 チーム員は、派遣中に事故が発生したときは様式第6号により、県に報告するものとする。

(研修及び訓練等)

第12条 県社協は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

(周知・啓発)

第13条 県は、災害時にチームが円滑に活動できるよう、平時から市町村や他の災害派遣チーム等に対して、チームに関する周知・啓発に努めるものとする。

(費用負担等)

第14条 チームの派遣に要する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

2 第11条に定める補償に係る保険料については、県が費用を負担する。

(補則)

第15条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月12日から施行する。